

困ったな、
おかしいなと
感じたら...

廿日市市 消費生活センター

までお気軽にご連絡ください!!

消費生活センターでは、消費生活に関する専門的な知識と経験を持つ相談員が、面談又は電話により相談に応じ、問題解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っています。また、専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

例えばこんなトラブルで困っていませんか？



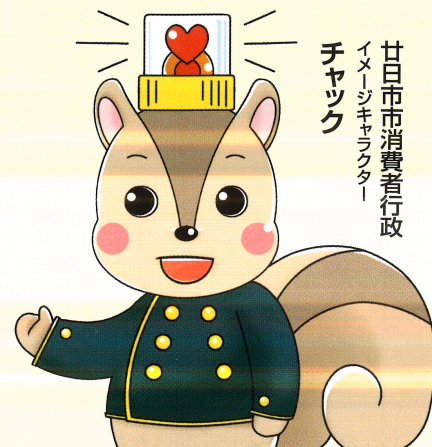
知らないことは当たり前、
疑問に思った時は
まず相談を

貴金属の「押し買い」

「不要な貴金属や宝石などを買い取る」と、自宅に訪問してきて強引に安価で買い取っていきます。一度渡したものを返してもらうのは非常に困難です。
法律の改正でクーリング・オフができるようになりました。
(平成25年2月21日以降)

点検商法

「無料点検サービス中です。」などと言って家に上がりこみ、屋根や床下などを点検し、「このままでは危険です」と不安をあおるような説明をして高額な契約をさせます。



困った時、わからない時、ちょっと聞いてみたい時…

そんな時は一人で悩まず

廿日市市消費生活センターまで お気軽にご相談ください!

廿日市市民の相談窓口

廿日市市消費生活センター

廿日市市役所1階(廿日市市下平良一丁目11番1号)

☎ (0829) 31-1841

●相談受付時間

月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

9時～16時(12時～13時を除く)



土・日・祝日も相談できる窓口 ※こちらの電話番号は、ご相談いただいた時にお答えできる窓口ご案内します。

★ 消費者ホットライン ☎ いやや 188 (10時～16時)

トラブルに遭遇しないために

勧誘をきっぱり断る「3つのことば」

「いりません!」

「お断りします!」

「お帰りください!」

(電話しないでください)

声に出して
練習してみよう



▼▼ 線で切り取り、見えるところに貼ってください。▼▼

消費生活出前トークの案内

(無料/事前申込みが必要)

悪質商法の手口や対処法、日頃の疑問などについて、講師を派遣し、わかりやすくお話しします。

※開催希望日の約1ヶ月前までに、お申込みください。

詳しくは、廿日市市消費生活センターまでお問い合わせください。

身近な消費生活相談窓口

廿日市市消費生活センター

場所/廿日市市役所1階

☎ (0829) 31-1841

●相談受付時間

月～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

9時～16時(12時～13時を除く)